



別記様式第8号（第10条第1項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人事業計画等認可申請書

令和 7年 3月 28日

千葉県知事 様

法人の住所 千葉縣市川市八幡3-28-23

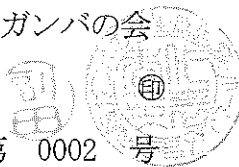
本八幡イーストビル3F

法人の名称 特定非営利活動法人生活困窮・

ホームレス自立支援ガンパの会

代表者氏名 理事長 副田 一朗

法人の指定番号 千葉県支援法人第 0002 号



住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第45条第1項の規定により、下記年度の支援業務に関する事業計画及び収支予算について認可を受けたいので申請します。

記

事業年度の始期及び終期

（始期）令和 7 年 4 月 1 日から（終期）令和 8 年 3 月 31 日



（注意事項）申請書及び添付図書は正本及び副本各1部提出してください。

千葉県住指令第32号

千葉縣市川市八幡3-28-23

本八幡イーストビル3F

特定非営利活動法人生活困窮

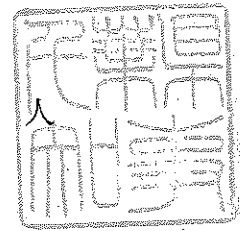
ホームレス自立支援ガンバの会

理事長 副田 一朗

令和7年3月28日付けで申請のあった住宅確保要配慮者居住支援法人事業計画等認可申請については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第45条第1項の規定により、下記のとおり認可する。

令和7年4月8日

千葉県知事 熊谷 俊 人



記

認可する事業計画等の始期及び終期

（始期）令和7年4月1日から（終期）令和8年3月31日

（注意事項）

- 1 次期事業年度の開始前に支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、法第45条第1項の規定による認可を受けること。
- 2 法第45条第2項の規定により、事業年度経過後三月以内に、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、提出すること。